

令和7年度第2回平塚市営住宅運営審議会 次第

日 時：令和8年1月30日（金）

14時から

場 所：平塚市役所 本館

7階720会議室（1）

1 開会

2 議題

【議案第1号】平塚市営住宅条例の一部改正について

3 その他

4 閉会

以 上

【議案第1号 資料1】

平塚市営住宅条例の一部を改正する条例（案）

平塚市営住宅条例（平成9年条例第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「第60条」を「第60条の2」に改める。

第4章中第60条の次に次の1条を加える。

（駐車場の目的外使用等）

第60条の2 市長は、第53条の規定にかかわらず、入居者又は同居者の利用を妨げない範囲において、規則で定める場合に限り、これらの者以外の者に対して、駐車場を使用させることができる。

2 前項の規定により駐車場を使用させる場合には、第52条及び第54条から前条までの規定は、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【議案第1号 資料2】

平塚市営住宅条例の一部改正に伴う新旧対照表

——— 改正部分

現 行	改 正 案	改正要旨
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 省略</p> <p>第4章 駐車場の管理(第52条～<u>第60条</u>)</p> <p>第5章・第6章 省略</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 省略</p> <p>第4章 駐車場の管理(第52条～<u>第60条の2</u>)</p> <p>第5章・第6章 省略</p> <p>附則</p> <p>(<u>駐車場の目的外使用等</u>)</p> <p><u>第60条の2 市長は、第53条の規定にかかわらず、入居者又は同居者の利用を妨げない範囲において、規則で定める場合に限りに、これらの者以外の者に対して、駐車場を使用させることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により駐車場を使用させる場合には、第52条及び第54条から前条までの規定は、適用しない。</u></p>	<p>市営住宅の入居者又は同居者以外の者に対して駐車場を使用させることについて、必要な規定を整備する。</p>